

◎裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

制定	平成	十六年	十二月	一日	法律第	百五十一号
改正	平成	十八年	六月	二日	法律第	五十号
	平成二十三年		五月二十五日		法律第	五十三号
	平成二十三年		六月二十四日		法律第	七十四号
	平成二十六年		六月十三日		法律第	六十九号
	平成二十九年		六月二日		法律第	四十五号
	令和元年		六月十四日		法律第	三十七号
	令和五年		四月二十一日		法律第	十七号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 認証紛争解決手続の業務

第一節 民間紛争解決手続の業務の認証（第五条—第十三条）

第二節 認証紛争解決事業者の業務（第十四条—第十九条）

第三節 報告等（第二十条—第二十四条）

第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例（第二十五条—第二十七条の十一）

第四章 雑則（第二十八条—第三十一条）

第五章 罰則（第三十二条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることに鑑み、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の完成猶予等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 民間紛争解決手続 民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民

事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。ただし、法律の規定により指定を受けた者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続で政令で定めるもの*1を除く。

二 手続実施者 民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者をいう。

三 認証紛争解決手続 第五条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続をいう。

四 認証紛争解決事業者 第五条の認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行う者をいう。

五 特定和解 認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものをいう。

(基本理念等)

第三条 裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。

2 裁判外紛争解決手続を行う者は、前項の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(国等の責務)

第四条 国は、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、裁判外紛争解決手続に関する内外の動向、その利用の状況その他の事項についての調査及び分析並びに情報の提供その他の必要な措置を講じ、裁判外紛争解決手続についての国民の理解を増進させるように努めなければならない。

2 地方公共団体は、裁判外紛争解決手続の普及が住民福祉の向上に寄与することにかんがみ、国との適切な役割分担を踏まえつつ、裁判外紛争解決手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 認証紛争解決手続の業務

第一節 民間紛争解決手続の業務の認証

(民間紛争解決手続の業務の認証)

第五条 民間紛争解決手続を業として行う者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる。

*1 施行令第一条

(認証の基準)

第六条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者（以下「申請者」という。）が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

- 一 その専門的な知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲を定めていること。
- 二 前号の紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができること。
- 三 手続実施者の選任の方法及び手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するための方法を定めていること。
- 四 申請者の実質的支配者等（申請者の株式の所有、申請者に対する融資その他の事由を通じて申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして法務省令で定める者^{*1}をいう。以下この号において同じ。）又は申請者の子会社等（申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして法務省令で定める者^{*2}をいう。）を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者にあつては、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。
- 五 手続実施者が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う民間紛争解決手続において、手続実施者が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。
- 六 民間紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。
- 七 民間紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。
- 八 紛争の当事者が申請者に対し民間紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式を定めていること。
- 九 申請者が紛争の一方の当事者から前号の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該紛争の他方の当事

*1 施行規則第一条

*2 施行規則第二条

者がこれに応じて民間紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

十 民間紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第十六条に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 紛争の当事者が民間紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 手続実施者が民間紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該民間紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 申請者（法人にあってはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの¹にあってはその代表者又は管理人）、その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

十五 申請者（手続実施者を含む。）が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと。

十六 申請者が行う民間紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱いについて定めていること。

（欠格事由）

第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。

一 心身の故障により民間紛争解決手続の業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの¹

二 民間紛争解決手続の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 この法律又は弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から

*1 施行規則第二条の二

五年を経過しない者

六 第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

七 認証紛争解決事業者で法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第九号、次条第二項第一号、第十三条第一項第三号及び第二項第一号並びに第十七条第三項において同じ。）であるものが第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消された場合において、その取消の日前六十日以内にその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第九号及び第十三条第二項第一号において同じ。）であった者でその取消の日から五年を経過しないもの

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

九 法人でその役員又は政令で定める使用人*1 のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの

十 個人でその政令で定める使用人*2 のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの

十一 暴力団員等をその民間紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者
（認証の申請）

第八条 第五条の認証の申請は、法務省令で定めるところ*3 により、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出してしなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

二 民間紛争解決手続の業務を行う事務所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項*4

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人にあつては、定款その他の基本約款を記載した書類

*1 施行令第二条、施行規則第三条

*2 施行令第二条、施行規則第三条

*3 施行規則第四条

*4 施行規則第五条

二 その申請に係る民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法を記載した書類

三 その申請に係る民間紛争解決手続の業務に関する事業報告書又は事業計画書

四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る民間紛争解決手続の業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類であって法務省令で定めるもの*1

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める書類*2

3 第五条の認証の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額*3 の手数料を納付しなければならない。

(認証に関する意見聴取)

第九条 法務大臣は、第五条の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であるときはこれらの法人を所管する大臣に、申請者が設立に関し許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会に、それぞれ協議しなければならない。

2 法務大臣は、第五条の認証をしようとするときは、第七条第八号から第十二号までに該当する事由（同条第九号及び第十号に該当する事由にあつては、同条第八号に係るものに限る。）の有無について、警察庁長官の意見を聴かなければならない。

3 法務大臣は、第一項に規定する処分又は裁決をしようとする場合には、法務省令で定めるところ*4 により、次条第一項に規定する認証審査参与員の意見を聴かなければならない。

(認証審査参与員)

第十条 法務省に、第五条の認証の申請及び当該申請に対する処分についての審査請求、第十二条第一項の変更の認証の申請及び当該申請に対する処分についての審査請求並びに第二十三条第二項の規定による認証の取消し及び当該取消しについての審査請求に関し、法務大臣に対し、専門的な知識経験に基づく意見を述べさせるため、認証審査参与員若干人を置く。

*1 施行規則第六条第一項

*2 施行規則第六条第二項

*3 施行令第三条

*4 施行規則第八条

- 2 認証審査参与員は、行政不服審査法第三十一条第一項の規定による審査請求人又は同法第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い、及び同法第二十八条に規定する審理関係人に直接問いを発することができる。
- 3 認証審査参与員は、民間紛争解決手続に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。
- 4 認証審査参与員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 認証審査参与員は、非常勤とする。

(認証の公示等)

第十一条 法務大臣は、第五条の認証をしたときは、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所を官報で公示しなければならない。

- 2 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を利用し、又は利用しようとする者に適正な情報を提供するため、法務省令で定めるところ*1により、認証紛争解決事業者である旨並びにその認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法に係る事項であって法務省令で定めるもの*2を、認証紛争解決手続の業務を行う事務所において見やすいように掲示し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 3 認証紛争解決事業者でない者は、その名称中に認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(変更の認証)

第十二条 認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならない。ただし、法務省令で定める軽微な変更*3については、この限りでない。

- 2 前項の変更の認証を受けようとする者は、法務省令で定めるところ*4により、変更に係る事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、変更後の業務の内容及びその実施方法を記載した書類その他法務省令で定める書類*5を添付しなければならない。
- 4 第六条、第八条第三項及び前条第一項の規定は第一項の変更の認証について、第九条第一項及び第三項の規定は第一項の変更の認証の申請に対する処分をしようとする場合及び当該処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合につい

*1 施行規則第九条第二項

*2 施行規則第九条第一項

*3 施行規則第十条

*4 施行規則第十一条第一項

*5 施行規則第十一条第二項

て、それぞれ準用する。

(変更等の届出)

第十三条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる変更があったときは、法務省令で定めるところに*1より、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

一 氏名若しくは名称又は住所の変更

二 認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法についての前条第一項ただし書の法務省令で定める軽微な変更*2

三 法人にあっては、定款その他の基本約款（前二号に掲げる変更に係るものを除く。）の変更

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項*3の変更

2 次の各号に掲げる者が心身の故障により認証紛争解決手続の業務を適正に行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合*4に該当するに至ったときは、当該各号に定める者は、法務省令で定めるところ*5により、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出るものとする。

一 法人である認証紛争解決事業者の役員又は第七条第九号の政令で定める使用人*6 当該認証紛争解決事業者

二 個人である認証紛争解決事業者 当該認証紛争解決事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族

三 個人である認証紛争解決事業者の第七条第十号の政令で定める使用人*7 当該認証紛争解決事業者

3 法務大臣は、第一項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第二節 認証紛争解決事業者の業務

(説明義務)

第十四条 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、法務省令で定めるところ*8により、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気

*1 施行規則第十二条第二項

*2 施行規則第十条

*3 施行規則第十二条第一項

*4 施行規則第十二条第三項

*5 施行規則第十二条第四項

*6 施行令第二条、施行規則第三条

*7 施行令第二条、施行規則第三条

*8 施行規則第十三条第二項

的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十七条の二第三項において同じ。)を提供して説明をしなければならない。

- 一 手続実施者の選任に関する事項
- 二 紛争の当事者が支払う報酬又は費用に関する事項
- 三 第六条第七号に規定する認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
- 四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項*1
(暴力団員等の使用の禁止)

第十五条 認証紛争解決事業者は、暴力団員等を業務に従事させ、又は業務の補助者として使用してはならない。

(手続実施記録の作成及び保存)

第十六条 認証紛争解決事業者は、法務省令で定めるところ*2により、その実施した認証紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 紛争の当事者との間で認証紛争解決手続を実施する契約を締結した年月日
- 二 紛争の当事者及びその代理人の氏名又は名称
- 三 手続実施者の氏名
- 四 認証紛争解決手続の実施の経緯
- 五 認証紛争解決手続の結果(認証紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)
- 六 前各号に掲げるもののほか、実施した認証紛争解決手続の内容を明らかにするため必要な事項であって法務省令で定めるもの*3
(合併の届出等)

第十七条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる行為をしようとするときは、法務省令で定めるところ*4により、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

- 一 当該認証紛争解決事業者が消滅することとなる合併(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、合併に相当する行為。第三項において同じ。)

*1 施行規則第十三条第一項

*2 施行規則第十四条第二項

*3 施行規則第十四条第一項

*4 施行規則第十五条

- 二 認証紛争解決手続の業務に係る営業又は事業の全部又は一部の譲渡
- 三 当該認証紛争解決事業者を分割をする法人とする分割でその認証紛争解決手続の業務に係る営業又は事業の全部又は一部を承継させるもの
- 四 認証紛争解決手続の業務の廃止

2 法務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

3 第一項各号に掲げる行為をした者（同項第一号に掲げる行為にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人）は、その行為をした日に認証紛争解決手続が実施されていたときは、当該行為をした日から二週間以内に、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該行為をした旨及び第十九条の規定により認証がその効力を失った旨を通知しなければならない。

（解散の届出等）

第十八条 認証紛争解決事業者が破産及び合併以外の理由により解散（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、解散に相当する行為。以下同じ。）をした場合には、その清算人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人であった者。次項において同じ。）は、当該解散の日から一月以内に、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

2 前項の清算人は、当該解散の日認証紛争解決手続が実施されていたときは、その日から二週間以内に、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該解散をした旨及び次条の規定により認証がその効力を失った旨を通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による届出があった場合について準用する。

（認証の失効）

第十九条 次に掲げる場合においては、第五条の認証は、その効力を失う。

- 一 認証紛争解決事業者が第十七条第一項各号に掲げる行為をしたとき。
- 二 認証紛争解決事業者が前条第一項の解散をしたとき。
- 三 認証紛争解決事業者が死亡したとき。

第三節 報告等

（事業報告書等の提出）

第二十条 認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務に関し、毎事業年度の経過後三月以内に、法務省令で定めるところ*1により、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書を作成し、これを法務大臣に提出しなければならない。

（報告及び検査）

*1 施行規則第十七条

第二十一条 法務大臣は、認証紛争解決事業者について、第二十三条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合には、その認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、法務省令で定めるところ*1により、認証紛争解決事業者に対し、当該業務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該認証紛争解決事業者の事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告等)

第二十二条 法務大臣は、認証紛争解決事業者について、次条第二項各号のいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合において、その認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該認証紛争解決事業者に対し、期限を定めて、当該業務に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 法務大臣は、前項の勧告を受けた認証紛争解決事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該認証紛争解決事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(認証の取消し)

第二十三条 法務大臣は、認証紛争解決事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

一 第七条各号（第六号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十二条第一項の変更の認証を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第二項の規定による命令に従わないとき。

2 法務大臣は、認証紛争解決事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

一 その行う認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法が第六条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 認証紛争解決手続の業務を行うのに必要な知識若しくは能力又は経理的基礎を有するものでなくなつたとき。

*1 施行規則第十八条

三 この法律の規定に違反したとき。

- 3 法務大臣は、前二項の規定による認証の取消しをしようとするときは、第七条第八号から第十二号までに該当する事由（同条第九号及び第十号に該当する事由にあつては、同条第八号に係るものに限る。）又は第十五条の規定に違反する事実の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。
- 4 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の規定により認証の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から二週間以内に、当該処分の日には認証紛争解決手続が実施されていた紛争の当事者に対し、当該処分があつた旨を通知しなければならない。
- 6 第九条第一項及び第三項の規定は、第二項の規定により認証の取消しの処分をしようとする場合及び当該処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合について準用する。

（民間紛争解決手続の業務の特性への配慮）

第二十四条 法務大臣は、第二十一条第一項の規定により報告を求め、若しくはその職員に検査若しくは質問をさせ、又は第二十二条の規定により勧告をし、若しくは命令をするに当たっては、民間紛争解決手続が紛争の当事者と民間紛争解決手続の業務を行う者との間の信頼関係に基づいて成り立つものであり、かつ、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力が尊重されるべきものであることその他の民間紛争解決手続の業務の特性に配慮しなければならない。

第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例

（時効の完成猶予）

第二十五条 認証紛争解決手続によつては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

- 2 第十九条の規定により第五条の認証がその効力を失ひ、かつ、当該認証がその効力を失つた日に認証紛争解決手続が実施されていた紛争がある場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者が第十七条第三項若しくは第十八条第二項の規定による通知を受けた日又は第十九条各号に規定する事由があつたことを知つた日のいずれか早い日（認証紛争解決事業者の死亡により第五条の認証がその効力を失つた場合にあつては、その死亡の事実を知つた日）から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前

項と同様とする。

- 3 第五条の認証が第二十三条第一項又は第二項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日には認証紛争解決手続が実施されていた紛争がある場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者が同条第五項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知った日のいずれか早い日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第二十六条 紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、当該紛争の当事者間において認証紛争解決手続が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、当該紛争の当事者間に認証紛争解決手続によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(調停の前置に関する特則)

第二十七条 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十四条の二第一項の事件又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百五十七条第一項の事件（同法第二百七十七条第一項の事件を除く。）について訴えを提起した当事者が当該訴えの提起前に当該事件について認証紛争解決手続の実施の依頼をし、かつ、当該依頼に基づいて実施された認証紛争解決手続によっては当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合においては、民事調停法第二十四条の二又は家事事件手続法第二百五十七条の規定は、適用しない。この場合において、受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付することができる。

(特定和解の執行決定)

第二十七条の二 特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（特定和解に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下この章において同じ。）を求める申立てをしなければならない。

2 前項の申立てをする者（次項及び第四項において「申立人」という。）は、次に掲げる書面を提出しなければならない。

- 一 当事者が作成した特定和解の内容が記載された書面
- 二 認証紛争解決事業者又は手続実施者が作成した特定和解が認証紛争解決手続において成立したものであることを証明する書面
- 3 前項の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体の提出をもって、当該書面の提出に代えることができる。この場合において、当該記録媒体を提出した申立人は、当該書面を提出したものとみなす。
- 4 第一項の申立てを受けた裁判所は、他の裁判所又は仲裁廷に対して当該特定和解に関する他の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、同項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、申立人の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。
- 5 第一項の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。
 - 一 当事者が合意により定めた地方裁判所
 - 二 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
 - 三 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所
- 6 前項の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄する。
- 7 裁判所は、第一項の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。
- 8 裁判所は、第六項の規定により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を同項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができる。
- 9 前二項の規定による決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。
- 10 裁判所は、次項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。
- 11 裁判所は、第一項の申立てがあった場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき（第一号から第五号までに掲げる事由にあっては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。
 - 一 特定和解が、無効、取消しその他の事由により効力を有しないこと。
 - 二 特定和解に基づく債務の内容を特定することができないこと。
 - 三 特定和解に基づく債務の全部が履行その他の事由により消滅したこと。
 - 四 認証紛争解決事業者又は手続実施者がこの法律若しくはこの法律に基づく法務

省令の規定又は認証紛争解決手続を実施する契約において定められた手続の準則（公の秩序に関しないものに限る。）に違反した場合であって、その違反する事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。

五 手続実施者が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかった場合であって、当該事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。

六 特定和解の対象である事項が、和解の対象とすることができない紛争に関するものであること。

七 特定和解に基づく民事執行が、公の秩序又は善良の風俗に反すること。

1 2 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、第一項の申立てについての決定をすることができない。

1 3 第一項の申立てについての決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

（適用除外）

第二十七条の三 前条の規定は、次に掲げる特定和解については、適用しない。

一 消費者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第一項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第二項に規定する事業者をいう。）との間で締結される契約に関する紛争に係る特定和解

二 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る特定和解

三 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る特定和解（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権に係るものを除く。）

四 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第十六号）第二条第三項に規定する国際和解合意に該当する特定和解であって、同法の規定の適用を受けるもの

（任意的口頭弁論）

第二十七条の四 執行決定の手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないことができる。

（事件の記録の閲覧等）

第二十七条の五 執行決定の手続について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができる。

一 事件の記録の閲覧又は謄写

二 事件の記録中の電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録の複製

三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付

四 事件に関する事項の証明書の交付

(期日の呼出し)

第二十七条の六 執行決定の手續における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第二十七条の七 執行決定の手續における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第二十七条の八 執行決定の手續における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

第二十七条の九 執行決定の手續に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によってする。

(民事訴訟法の準用)

第二十七条の十 特別の定めがある場合を除き、執行決定の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第二十七条の十一 この法律に定めるもののほか、執行決定の手續に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第四章 雑則

(報酬)

第二十八条 認証紛争解決事業者（認証紛争解決手續における手續実施者を含む。）は、紛争の当事者又は紛争の当事者以外の者との契約で定めるところにより、認証紛争解決手續の業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

(協力依頼)

第二十九条 法務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(法務大臣への意見)

第三十条 警察庁長官は、認証紛争解決事業者について、第七条第八号から第十二号までに該当する事由（同条第九号及び第十号に該当する事由にあつては、同条第八号に係るものに限る。）又は第十五条の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、法務大臣が当該認証紛争解決事業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、法務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

（認証紛争解決手続の業務に関する情報の公表）

第三十一条 法務大臣は、認証紛争解決手続の業務に関する情報を広く国民に提供するため、法務省令で定めるところ^{*1}により、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所、当該業務を行う事務所の所在地並びに当該業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるもの^{*2}について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

第五章 罰則

第三十二条 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十二条第一項の変更の認証を受けたときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第十五条の規定に違反して暴力団員等をその認証紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類又は第十二条第二項の申請書若しくは同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第十一条第三項の規定に違反したとき。

第三十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条各項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

*1 未制定

*2 施行規則第二十条

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条第二項の規定による掲示及び公表のいずれもせず、又は虚偽の掲示をし、若しくは虚偽の公表をした者
 - 二 第十三条第一項、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 三 第十六条の規定に違反して手続実施記録を作成せず、若しくは虚偽の手続実施記録を作成し、又は手続実施記録を保存しなかった者
 - 四 第十七条第三項、第十八条第二項又は第二十三条第五項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者
 - 五 第二十条の規定に違反して事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは収支計算書若しくは損益計算書を提出せず、又はこれらの書類に虚偽の記載をして提出した者
 - 六 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 七 第二十二条第二項の規定による命令に違反した者
- 2 認証紛争解決事業者（法人にあつてはその代表者、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人）、その代理人、使用人その他の従業者が第二十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、五十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三条・第四条 （略）

附 則 （平成十八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。（以下略）

※（平成十九年九月七日政令第二百七十五号で平成二十年十二月一日から施行）

附 則 （平成二十三年五月二十五日法律第五十三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

※（平成二十四年七月十九日政令第百九十六号で平成二十五年一月一日から施行）

附 則 （平成二十三年六月二十四日法律第七十四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月十三日法律第六十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

※(平成二十七年十一月二十六日政令第三百九十号で平成二十八年四月一日から施行)

附 則 (平成二十九年六月二日法律第四十五号)

(施行期日)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。(以下略)

※(平成二十九年十二月二十日政令第三百九号で令和二年四月一日から施行)

附 則 (令和元年六月十四日法律第三十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。(以下略)

附 則 (令和四年六月十七日法律第六十八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下略)

※(未施行 令和五年十一月十日政令第三百十八号で令和七年六月一日から施行)

附 則 (令和五年四月二十八日法律第十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条第二項の改正規定及び第三十四条第一項第一号の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(特定和解の執行決定に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(次条において「新法」という。)第二十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に成立する特定和解について適用する。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における経過措置)

第三条 新法第二十七条の六から第二十七条の九までの規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。次項において「民事訴訟法等改正法」という。)の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十七条の十の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

※ (令和五年十二月十五日政令第三百五十八号で令和六年四月一日から施行)

附 則 (令和五年六月十四日法律第五十三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下略)

※ (未施行)

別表 (第二十七条の十関係)

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面

	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面 又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項 及び第二百三十一条 の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情 報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、 電子調書（期日又は期日外における手続 の方式、内容及び経過等の記録及び公証 をするためにこの法律その他の法令の規 定により裁判所書記官が作成する電磁的 記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された 電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録され た電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一 項	前条第二項の規定によりファイルに記録 された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二 項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記 録された事項若しくは同項の記録媒体に 記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに 記録された事項若しくは同項の記録媒体 に記録された事項	事項
第二百三十一条の三 第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で 定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四 項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

◎ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（平成十八年四月二十八日政令第百八十五号）

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行期日は、平成十九年四月一日とする。

◎ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十号）（抄）

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第二百四十三条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号及び第十三条第一項第三号中「、寄付行為」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。（以下略）

2・3 （略）

※（平成十九年九月七日政令第二百七十五号で平成二十年十二月一日から施行）

◎ 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年五月二十五日法律第五十三号）（抄）

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第二百五十二条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）第十八条第一項」を「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百五十七条第一項」に、「第二十三条」を「第二百七十七条第一項」に、「家事審判法第十八条」を「家事事件手続法第二百五十七条」に改める。

附 則

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

※（平成二十四年七月十九日政令第百九十六号で平成二十五年一月一日から施行）

◎ 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年六月二十四日法律第七十四号）（抄）

附 則

（一般社団・財団法人法等整備法の一部改正）

第三十五条 一般社団・財団法人法等整備法の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

◎ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年六月十三日法律第六十九号）（抄）

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第八十六条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、「場合には」の下に「、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」を加え、同条第三項中「決定」を「裁決」に改める。

第十条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十八条において準用する同法第二十五条第一項ただし書」を「行政不服審査法第三十一条第一項」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「同法第十三条第四項に規定する参加人」に、「これらの者」を「同法第二十八条に規定する審理関係人」に改める。

第十二条第四項及び第二十三条第六項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

第二条～第十条 （略）

※（平成二十七年十一月二十六日政令第三百九十号で平成二十八年四月一日から施行）

◎ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年六月二日法律第四十五号）（抄）

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第四十四条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「中断等」を「完成猶予等」に改める。

第二十五条の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条 施行日前に認証紛争解決手続（前条の規定による改正前の裁判外紛争

解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。)においてその目的となった請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。(以下略)

※(平成二十九年十二月二十日政令第三百九号で令和二年四月一日から施行)

◎ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年六月十四日法律第三十七号)(抄)

(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正)

第五十八条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号を次のように改める。

一 心身の故障により民間紛争解決手続の業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

第七条第三号を次のように改める。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第七号中「及び」の下に「第二項第一号並びに」を加え、「第九号に」を「第九号及び第十三条第二項第一号に」に改める。

第十三条の見出しを「(変更等の届出)」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる者が心身の故障により認証紛争解決手続の業務を適正に行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当するに至ったときは、当該各号に定める者は、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出るものとする。

一 法人である認証紛争解決事業者の役員又は第七条第九号の政令で定める使用人 当該認証紛争解決事業者

二 個人である認証紛争解決事業者 当該認証紛争解決事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族

三 個人である認証紛争解決事業者の第七条第十号の政令で定める使用人 当該認証紛争解決事業者

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。（以下略）

第二条～第二十九条 （略）

◎ **刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年六月十七日法律第六十八号）（抄）**

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第六十条 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を

同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（抄）

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）
- 2・3 （略）

※（未施行 令和五年十一月十日政令第三百十八号で令和七年六月一日から施行）

◎ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年四月二十八日法律第十七号）（抄）

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の十一」に改める。

第二条に次の一号を加える。

- 五 特定和解 認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であつて、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものをいう。

第十一条第二項中「掲示しなければ」を「掲示し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十四条中「いう」の下に「。第二十七条の二第三項において同じ」を加える。

第三章に次の十条を加える。

（特定和解の執行決定）

第二十七条の二 特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（特定和解に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下この章において同じ。）を求める申立てをしなければならない。

- 2 前項の申立てをする者（次項及び第四項において「申立人」という。）は、次

に掲げる書面を提出しなければならない。

- 一 当事者が作成した特定和解の内容が記載された書面
 - 二 認証紛争解決事業者又は手続実施者が作成した特定和解が認証紛争解決手続において成立したものであることを証明する書面
- 3 前項の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体の提出をもって、当該書面の提出に代えることができる。この場合において、当該記録媒体を提出した申立人は、当該書面を提出したものとみなす。
- 4 第一項の申立てを受けた裁判所は、他の裁判所又は仲裁廷に対して当該特定和解に関する他の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、同項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、申立人の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。
- 5 第一項の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。
- 一 当事者が合意により定めた地方裁判所
 - 二 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
 - 三 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所
- 6 前項の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄する。
- 7 裁判所は、第一項の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。
- 8 裁判所は、第六項の規定により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を同項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができる。
- 9 前二項の規定による決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。
- 10 裁判所は、次項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。
- 11 裁判所は、第一項の申立てがあった場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき（第一号から第五号までに掲げる事由にあっては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。
- 一 特定和解が、無効、取消しその他の事由により効力を有しないこと。
 - 二 特定和解に基づく債務の内容を特定することができないこと。

三 特定和解に基づく債務の全部が履行その他の事由により消滅したこと。

四 認証紛争解決事業者又は手続実施者がこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令の規定又は認証紛争解決手続を実施する契約において定められた手続の準則（公の秩序に関しないものに限る。）に違反した場合であって、その違反する事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。

五 手続実施者が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかった場合であって、当該事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。

六 特定和解の対象である事項が、和解の対象とすることができない紛争に関するものであること。

七 特定和解に基づく民事執行が、公の秩序又は善良の風俗に反すること。

1 2 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、第一項の申立てについての決定をすることができない。

1 3 第一項の申立てについての決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

（適用除外）

第二十七条の三 前条の規定は、次に掲げる特定和解については、適用しない。

一 消費者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第一項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第二項に規定する事業者をいう。）との間で締結される契約に関する紛争に係る特定和解

二 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る特定和解

三 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る特定和解（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権に係るものを除く。）

四 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第十六号）第二条第三項に規定する国際和解合意に該当する特定和解であって、同法の規定の適用を受けるもの

（任意的口頭弁論）

第二十七条の四 執行決定の手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないことができる。

（事件の記録の閲覧等）

第二十七条の五 執行決定の手続について利害関係を有する者は、裁判所書記官に

対し、次に掲げる事項を請求することができる。

- 一 事件の記録の閲覧又は謄写
- 二 事件の記録中の電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録の複製
- 三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付
- 四 事件に関する事項の証明書の交付
(期日の呼出し)

第二十七条の六 執行決定の手續における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第二十七条の七 執行決定の手續における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第二十七条の八 執行決定の手續における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみな

す。

- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第二十七条の九 執行決定の手續に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

- 2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によってする。

（民事訴訟法の準用）

第二十七条の十 特別の定めがある場合を除き、執行決定の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（最高裁判所規則）

第二十七条の十一 この法律に定めるもののほか、執行決定の手續に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三十二条第一項中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改め、同条第二項中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改め、同条第三項中

「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第三十四条第一項第一号中「よる掲示を」を「よる掲示及び公表のいずれも」に、「した」を「し、若しくは虚偽の公表をした」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二十七条の十関係）

第一百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について

第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条第二項の改正規定及び第三十四条第一項第一号の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（特定和解の執行決定に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（次条において「新法」という。）第二十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に成立する特定和解について適用する。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における経過措置）

第三条 新法第二十七条の六から第二十七条の九までの規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。次項において「民事訴訟法等改正法」という。）の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十七条の十の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一

編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十條第二項、第百八十五條第三項、第二百五條第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七條の二の規定を除く。)を準用する」とする。

第四條・第五條 (略)

(罰則に関する経過措置)

第六條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◎ **裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和五年十二月十五日政令第三百五十八号）**

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

◎ **民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年六月十四日法律第五十三号）（抄）**

第二十四章 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正等

第一節 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正

第二百七十四條 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條の十一」を「第三十五條」に、「第二十八條—第三十一條」を「第三十六條—第三十九條」に、「第三十二條—第三十四條」を「第四十條—第四十二條」に改める。

第十四條中「第二十七條の二第三項において」を「以下」に改める。

第三十四條を第四十二條とし、第三十三條を第四十一條とし、第三十二條を第四十條とし、第四章中第三十一條を第三十九條とし、第三十條を第三十八條とし、第二十九條を第三十七條とし、第二十八條を第三十六條とし、第三章中第二十七條の十一を第三十五條とする。

第二十七條の十中「(平成八年法律第百九号)」及び「(同法第七十一條第二項、第九十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十二條の二第二項、第九十四條、第百條第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第

三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第二百三十二条の十一第一項第二号中「第二条」とあるのは、「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

第二十七条の十を第三十四条とする。

第二十七条の五から第二十七条の九までを削り、第二十七条の四を第三十条とし、同条の次に次の三条を加える。

(非電磁的事件記録の閲覧等)

第三十一条 執行決定の手續について利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。）の閲覧又は謄写を請求することができる。

2 利害関係者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録の正本、謄本又は抄本の交付を請求することができる。

3 前二項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、利害関係者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

4 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条第五項の規定は、第一項及び前項の規定による請求について準用する。

(電磁的事件記録の閲覧等)

第三十二条 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。）に備えられたファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2 利害関係者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手續の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

(事件に関する事項の証明)

第三十三条 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

第二十七条の三を第二十九条とする。

第二十七条の二第三項中「に係る記録媒体」を削り、「当該記録媒体」を「当該電磁的記録」に改め、同条を第二十八条とする。

別表を削る。

第二節 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置

(手続費用額の確定手続に関する経過措置)

第二百七十五条 前条の規定による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（第二百八十六条において「改正後裁判外紛争解決手続利用促進法」という。）第三十四条において準用する民事訴訟法（以下この節において「準用民事訴訟法」という。）第七十一条第二項の規定は、施行日以後に開始される執行決定の手続に係る事件（以下この節において「改正後執行決定事件」という。）における執行決定の手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

(期日の呼出しに関する経過措置)

第二百七十六条 準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後執行決定事件におけ

る期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された執行決定の手續に係る事件（以下この節において「改正前執行決定事件」という。）における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）

第二百七十七条 準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後執行決定事件における送達報告書の提出について、適用する。

（公示送達の方法に関する経過措置）

第二百七十八条 準用民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後執行決定事件における公示送達について適用し、改正前執行決定事件における公示送達については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第二百七十九条 準用民事訴訟法第一編第七章の規定は、改正後執行決定事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前執行決定事件における第二百七十四条の規定による改正前の裁判外紛争解決手續の利用の促進に関する法律第二十七条の八第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置）

第二百八十条 準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、改正後執行決定事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前執行決定事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

（口頭弁論調書に関する経過措置）

第二百八十一条 準用民事訴訟法第百六十条の規定は、改正後執行決定事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前執行決定事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2 準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、改正後執行決定事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前執行決定事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

（尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置）

第二百八十二条 準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百五条第二項（準用民事訴訟法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後執行決定事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の囑託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

第二百八十三条 準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後執行決定事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前執行決定事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

(電子決定書の作成に関する経過措置)

第二百八十四条 準用民事訴訟法第二百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後執行決定事件における電子決定書(準用民事訴訟法第二百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。)の作成について適用し、改正前執行決定事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

(申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置)

第二百八十五条 準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後執行決定事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前執行決定事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

(事件に関する事項の証明に関する経過措置)

第二百八十六条 改正後裁判外紛争解決手続利用促進法第三十三条の規定は、改正後執行決定事件に関する事項の証明について適用し、改正前執行決定事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

附 則 (抄)

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下略)

※ (未施行)